

第5次大阪府障がい者計画策定後の主な動き

<障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)>

■策定：令和5年3月
■概要：
○ 障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

<難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針>

■策定：令和4年2月
■概要：
○ 各都道府県において、地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画作成に係る指針。

<地域における障がい者等への支援体制について>

■策定：令和5年3月(大阪府障がい者自立支援協議会)
■概要：
○ 障がい者支援施設の老朽化、入所者の高齢化や入所期間の長期化などの現状の課題を踏まえ、今日の障がい者支援施設に求められるべき機能についての提言。

<障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法>

■施行：令和4年5月
■概要：
○ 全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるため、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。

<第5次障害者基本計画>

■策定：令和5年3月(内閣府策定)
■概要：
○ 共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会障壁を除去するため基本的な方向を定める。

第5次大阪府障がい者計画の構成

- 【第1章】 計画策定にあたって
【第2章】 基本的な視点
【第3章】 施策の推進方向
○第1節 最重点施策
○第2節 共通場面に応じた施策の推進方向
・共通場面「地域を育む」
○第3節 生活場面に応じた施策の推進方向
・生活場面①「地域やまちで過ごす」
・生活場面②「学ぶ」
・生活場面③「働く」
・生活場面④「心や体、命を大切にす
る」
・生活場面⑤「楽しむ」
・生活場面⑥「人間(ひと)としての尊
厳を持って生きる」
【第4章】 第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画の数値目標及び見込量について
【第5章】 大阪府における障がい者の状況等
○第1節 大阪府における障がい者数
○第2節 生活場面ごとの施策等の状況

「第5次大阪府障がい者計画」見直しの概要

- 【共通場面：地域を育む】
多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる
【施策の方向性】
(1) 障がい者虐待の防止や差別の解消
(2) 関係機関による強固なネットワークの構築
(3) 人材の確保と育成
(4) 障がい理解の促進と合理的配慮の浸透
(5) ユニバーサルデザインの推進
(6) 大阪府全体の底上げ
『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法』を踏まえた見直し
【生活場面Ⅰ：地域やまちで暮らす】※最重点施策：地域移行
障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている
【施策の方向性】
(1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす
(2) 入所施設の今後の機能のあり方
(3) 地域で暮らし続ける
(4) まちで快適に生活できる
『地域における障がい者等への支援体制について』の提言内容を追加、修正
『第5次障害者基本計画』を踏まえた見直し
【生活場面Ⅱ：学ぶ】※最重点施策：専門性の高い分野への支援
障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる
【施策の方向性】
(1) 早期療育を受ける
(2) 教育を受ける
(3) 地域で学ぶ
『難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針』を踏まえた追記…資料3参照
【生活場面Ⅵ：人間(ひと)としての尊厳を持って生きる】
障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している
【施策の方向性】
(1) 障がいや障がい者への正しい理解を深める
(2) 障がい者の尊厳を保持する
(3) 安全・安心を確保する
『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法』を踏まえた見直し
【第4章】 「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』(仮称) ……資料2参照
【第5章】 第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画…第53・54回推進協にて審議